

定期予防接種について

接種対象者の方には予診票をお送りしています。無くした場合は再発行しますので健康福祉課までご連絡ください。また、他市町村で既に接種されている方についても、健康福祉課までご連絡ください。

他市町村へ転出された場合、川本町で配布した予診票は使用できません。転入先の自治体へ問い合わせてください。

1. 子どもの定期予防接種(A類疾病)

詳細は表1をご覧ください。

また、訪問時にお渡ししている予防接種と子どもの健康をよく読んで、保護者が責任をもって予診票に必要事項を記入し、予防接種を受けていただきますようお願いいたします。

予防接種費の自己負担はありません。委託契約外の医療機関で接種した場合は、一旦窓口で全額を支払ってもらう必要があります。その場合は役場で償還払いの手続きをしてください。

2. 風しん第5期定期予防接種

風しんは、風疹ウイルスによって起こる感染症で、くしゃみや咳などの飛まつ感染が主な感染経路で、感染すると発熱、発疹、リンパ節の腫れ、関節の痛みなどの症状が現れます。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳等の障がいを含む先天性風しん症候群が生じる可能性があります。特に昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方は風しんへの抵抗力が低い方が多く、風しんの感染を拡大させてしまう可能性があります。そのため、対象世代の男性の抗体保有率を引き上げることを目的として抗体検査・定期接種を行っております

※ 全ての対象者の方へクーポン券を配布しています。紛失した場合は再発行ができますので、健康福祉課までご連絡をお願いします。

※ 抗体検査を受けるためには事前に医療機関への予約が必要です。

※ 抗体検査・予防接種は無料で受けられます。クーポンが使用できない医療機関の場合は、一旦窓口で全額を支払ってもらう必要があります。その場合は役場で償還払いの手続きをしてください。

3. 高齢者インフルエンザワクチン予防接種(B類疾病)

対象者：

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

助成額：全額

委託契約外の医療機関で接種した場合は、一旦窓口で全額を支払っていただく必要があります。その場合は役場で償還払いの手続きをしてください。

助成対象期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日

接種回数：毎シーズン1回

4. 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(B類疾病)

対象者：

- ① 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

助成額：5,000円 医療機関にて助成額を差し引いた額を支払ってください。

委託契約外の医療機関で接種した場合は、一旦窓口で全額を支払っていただく必要があります。その場合は役場で償還払いの手続きをしてください。

助成対象期間：定期接種対象の年の4月1日～翌年3月31日

※ 予診票は9月～10月頃に対象者へ送付します。それ以前に接種を希望される方は予診票を発行しますので、健康福祉課までご連絡をお願いします。

接種回数：1回

問い合わせ先：健康福祉課 0855-72-0633